

若者の雇用を安定させ、少子高齢化を是正するため、外国人の扶養控除の制度の見直しに協力をお願いします。

議長・議員の皆様へ

拝啓、初秋の頃、貴議会におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。私は福岡県行橋（ゆくはし）市議会議員の小坪慎也と申します。突然の意見書・陳情書の送付、大変失礼いたします。本来、持参すべきところ郵送での対応、申し訳ございません。無作法ではございますが、何卒ご検討のほど宜しくお願い申し上げます。 陳情書第 1 号



<送付物一覧>

- 1 ・ 送り状（本書）
- 2 ・ 意見書採択のお願い ～ 地方議員の先輩方へ
- 3 ・ 意見書の採択を求める陳情
- 4 ・ 意見書（案）
「外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書（案）」
- 5 ・ 関連資料
 - 1 添付資料漫画
 - 2 商用誌掲載時の原稿
 - 3 会計検査院 平成25年度決算検査報告の概要
(8) 特定検査対象に関する調査状況～日本国外に居住する控除対象扶養親族の適用状況について
 - 4 平成27年度税制改正大綱

本会議に意見書を直接諮れる場合は、同一内容が重複するため陳情書は受理されなくて構いません。郵送の可否等、手続き上の問題が出た場合は、議員による再提出等、議員の先輩方のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

問題の概要 ～ 公平に見える制度の問題

にわかには信じて頂けないような制度です。日本人のみの世帯と外国人を含む世帯を比較したところ、扶養控除の制度上の問題により、凄まじいまでの格差が生じております。我が行橋市において一般質問で問うたところ、年額で50万以上もの差があることがわかりました。

これはワーキングプアの若年世帯をイメージしたもので、年間所得200万（収入：311万5千円）、夫、妻、子1人（3歳未満：扶養控除対象外）の条件でシミュレートしております。

問題の根幹は、国外に住む外国人にも同様に扶養親族としての資格を認めている点にあります。血族6親等、姻族3親等と非常に広い範囲に及ぶ制度であり、日本人・外国人分け隔てなく運用されています。一見すると公平ですが、国外に居住する外国人までも扶養親族として対象にするため、国外に親族を持つ外国人（または外国人と婚姻関係を結んだ日本人）は、ほぼ無尽蔵に扶養控除をとることが可能です。国外に住む外国人は、二重扶養となること事実上なく、ほぼ全員が扶養対象となるためです。そもそも自治体では扶養実態の調査が事実上できません。

結果、日本人のみの世帯では想定されないほどの多額の控除を受けており、実際の所得や生活実態にそぐわない形で「非課税世帯」となっております。会計検査院のレポートによれば扶養控除の申告額が300万円以上になっている外国人（または配偶者）を調査したところ、9割が国外に居住する親族を扶養しており、国外扶養者では平均10.2人もの扶養をとっていたことが発覚しております。また、本制度を（合法であるため）悪用している税理士も多数存在しており、web 広告が蔓延しております。中には所得1000万円でも非課税となるレベルの扶養控除を行政に認めさせたことを誇るものまで存在しております。

結果として厳格に徴収される日本人のみばかりはワーキングプアとなる結果となり、少子高齢化を始め地方都市の衰退の一因となっております。国に抜本的な改正を求めるため、意見書の採択を求めます。

行橋市議会議員

小坪しんや

【外国人の扶養控除 小坪しんや】で検索してください。一般質問時の議事録・報道資料・国会議員が本件について触れたニュース等、印刷費の都合で断念した全ての資料をHPにてまとめています。

外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情

栗東市 議会議長

陳情の要旨

- 1・国の制度の瑕疵により、担税力・生活実態にそぐわない形で課税の不公平が生じている。
- 2・厳格に徴税される日本人のみの世帯との格差が大きくワーキングプアの要因となっている。
- 3・厳しい地方財政を窮乏させていくため、国の制度を抜本的に改善すること必要がある。
- 4・地方都市が今後も存続していけるよう、若い世代が希望を持てるよう本意見書の採択を求める。

陳情の理由

国外に親族を持つ外国人、または外国人を配偶者とする者は、日本の扶養制度と無関係な国外扶養親族を日本人のみの世帯に比較し無尽蔵に申請できるため、簡単に非課税世帯となってしまう。これは国の制度の瑕疵であり、地方行政では対策ができない。よって、国に抜本的な制度改正を求めていく必要があるため、意見書の採択を求める。

外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書（案）

海外に親族のいる日本で働く外国人や外国人と結婚した日本人の扶養控除の状況について、扶養親族が多いために控除額が非常に多額となり、所得税が課税されていない人が多数存在しています。

会計検査院の調査によると、外国人と結婚した日本人や、海外に家族を残して日本で働いている外国人のうち、扶養控除の額が年間300万円以上の者の扶養控除の状況として、扶養家族の人数は平均で10.2人に上り、中には26人が扶養家族になっているケースもありました。扶養家族を年齢別で見ると、稼働年齢層である23歳から60歳未満の成人の占める割合が半数に上っていました。さらに、扶養する家族が多いために扶養控除の額が非常に多額となり結果的に所得税が課税されていない人が、調査対象の6割近くに上っています。

その上、重要な問題として、海外にいるために所在確認や所得の把握が難しく、日本国内に家族がいる場合と比べて扶養親族として確認が不十分、或いは実態としては不可能な現状にも関わらず認定がなされているという現状があります。多くの控除を認めた結果、所得税や住民税が生活実態にそぐわない形で軽減されるのみならず、課税額を算定基礎とする国民健康保険税や介護保険、保育料その他各種有償の行政サービス等へ影響を与えています。同じ仕事をして同額の賃金を受け取っている労働者であっても、国外扶養親族を多数申請できる者は優遇措置を受けることができ、そうでない者との間に大きな可処分所得の差が生じています。担税力を無視した状況を放置することは、国民の間に強い不公平感を与えることになりかねません。

国の制度として外国人の扶養控除の問題を放置し、扶養の実態と差異がある状態で所得税や住民税を課税されていない人が多数生じている現状を容認することは、地方公共団体の徴税権を侵すものとなりかねません。さらに非課税となることで制度上の優遇措置、大幅な減免を受けることができるため、地方公共団体は税収減と支出増という二重の財政負担を強いられています。

こうした問題点が多数存在することから、自治体職員に法定受託事務上の過負荷をかけるだけの国外扶養親族の証明の厳格化のみならず、国民を対象とした制度の本旨に立ち返り、また税負担の公平性を確保する観点から、児童手当こと旧称子ども手当と同様に国外扶養親族の原則廃止など、扶養控除制度の抜本的な見直しを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年8月9日 小坪 慎也

住所：福岡県行橋市今井3713-1
連絡先：070-5418-1937